

川崎市告示第580号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎
市中部身体障害者福祉会館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市身体障害
者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）第4条第3項の規定により告示します。

令和7年11月13日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	川崎市中部身体障害者福祉会館 川崎市中原区小杉御殿町2丁目114番地1
指定管理者	（所在地）川崎市川崎区大島1丁目8番6号 （名 称）公益財団法人川崎市身体障害者協会 （代表者名）理事長 関山 進
指定期間	令和8（2026）年4月1日から 令和13（2031）年3月31日まで